

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4 第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月18日

【会社名】 株式会社アピスト

【英訳名】 ABIST Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 進顕

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都三鷹市下連雀三丁目36番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長である進顕は当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社全体を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

なお、「4 付記事項」に記載の通り、前事業年度以前に発生した開示すべき重要な不備が是正されていること等を踏まえ、当事業年度末日時点における全社的な内部統制は有効であると判断しています。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は、設計開発アウトソーシング事業を主要事業として展開しており、売上高の大部分を占めていることから、設計開発アウトソーシング事業に係る事業拠点を対象とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。具体的には、当社の繰延税金資産、退職給付引当金、固定資産の減損、関係会社出資金の評価に関する決算・財務報告プロセスについては、重要な虚偽表示の発生リスクが高く、見積り・予測を伴うことを見込んでいます。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

当社は、前事業年度において雇用調整助成金の申請について支給要件に対する当社の認識不足及び管理体制の不備に起因する不適切と思われる事例が確認されました。これを受け、事実関係の把握のため、2024年10月29日、独立社外取締役2名（弁護士・公認会計士）及び弁護士1名で構成する特別調査委員会を設置し、事実関係の調査、類似する事案の存否及び事実関係の調査、その調査結果により判明した事実が業績に与える影響の調査、本件事案の原因究明と再発防止策の策定、その他必要と認めた調査が行われました。当社は2024年12月20日に受領した調査報告書の内容を確認した結果、2020年9月から2022年10月までに受給した雇用調整助成金の申請に不適切な申請内容が含まれていることが判明したため返納することとしました。

雇用調整助成金の不適切な申請が発生した主な原因として、申請に係るルール・責任体制や社内連携の不備があったこと、当該雇用調整助成金の申請における内部統制の構築が不十分で機能していなかったこと、上長の指示に対して機械的に従う企業風土、全社的なコンプライアンス意識の鈍麻等が挙げられます。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼすものであり、全社的な内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断し、第16期、第17期、第18期内部統制報告書については内部統制報告書の訂正報告書を2025年1月6日に提出しております。また、第19期内部統制報告書については、内部統制が有効でないとした内部統制報告書を2025年1月6日に提出しております。

なお、前事業年度の内部統制報告書に記載した再発防止策別に当事業年度に実施した措置及び開示すべき重要な不備の是正状況は以下の通りです。

社内ルール及び責任体制の明確化

- ・すべての社内規程の見直しを行い、主管部署及び責任者の明確化を行いました。
- ・新しい事業及び事象に対応するため、取締役が参加する定例会議で緊急性やリスクの重要性などを総合的に審議し、必要と認められる場合には関連部署を横断したタスクフォースを組成し、責任者を明確にしたうえで対応するための社内規程の新設を行い、運用しております。

リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の実効性の確保

- ・リスク管理委員会・コンプライアンス委員会の開催頻度の見直しを行い毎月開催することにしました。
- ・リスク管理推進室を新設のうえ、専任者がリスク管理委員会・コンプライアンス委員会の事務担当として当社のリスク及びコンプライアンス問題に関する情報収集及び委員会への報告を行い、委員会としての機能が一層発揮できる体制にして運用しております。
- ・コンプライアンス委員会へ顧問弁護士に参加して頂き、法律面での助言をしていただける体制にして運用しております。

監査室の内部監査機能の強化

- ・監査室の増員を行い、内部監査体制の充実を図っております。
- ・内部監査実施時における監査項目の見直しを行い、監査項目を追加して内部監査を実施しております。

内部通報制度の充実化

- ・内部通報制度の見直しを行い、内部通報窓口として総務部及び社外通報窓口に加えリスク管理推進室を追加し、社内周知のうえ運用しております。

コンプライアンス教育の実施

- ・全役員・従業員に対してコンプライアンス教育を行いました。
- ・定期的にコンプライアンスニュースを発行し、コンプライアンス意識の向上を図りました。

当社は上記是正策が開示すべき重要な不備に対応したものであることを確認し、内部統制の有効性に関する評価を実施しました。その結果、当該事象に関する開示すべき重要な不備は是正されており、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。